三　地域再生計画の区域の範囲　白山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県及び越前市
二　地域再生計画の名称　元気な自立都市〝越前〟を支える「連携・交流のネットワーク」推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　越前市の全域及び福井県南条郡南越前町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第三百二十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県及び福井県勝山市
二　地域再生計画の名称　名勝三方五湖の自然と熊川宿の歴史、人がつながるまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福井県三方上中郡若狭町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び岡谷市
二　地域再生計画の名称　「安全で安心なたくましいまち　岡谷」
三　地域再生計画の区域の範囲　岡谷市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第三百二十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　千曲市
二　地域再生計画の名称　千曲川に月や花が映える、共生と交流の都市再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　千曲市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第四百七十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び浜松市
二　地域再生計画の名称　うるおいのある水辺空間と良好な生活環境の創出
三　地域再生計画の区域の範囲　浜松市及び静岡県浜名郡新居町の区域の一部（浜名港及び村櫛漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第百七十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び静岡県榛原郡吉田町
二　地域再生計画の名称　新しい交通ネットワーク整備を中心とした吉田町活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　静岡県榛原郡吉田町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三百八十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県及び愛知県幡豆郡吉良町
二　地域再生計画の名称　「恵まれた地域資源を大切に、キラキラ輝く海辺づくり」
三　地域再生計画の区域の範囲　愛知県幡豆郡吉良町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第百七十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県及び鳥羽市
二　地域再生計画の名称　豊かな水産・観光資源に恵まれたまち、港でつなげる地域防災の輪
三　地域再生計画の区域の範囲　鳥羽市の区域の一部（鳥羽港、国崎漁港及び相差漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第八百三十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　桑名市
二　地域再生計画の名称　長島町輪中の郷「健全な水環境・水循環の創成」
三　地域再生計画の区域の範囲　桑名市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）